

第4章 農地や畜舎に立ち入る際の注意点

1 病虫害の侵入防止対策（編集：北海道農政部生産振興局技術普及課）

（1）植物防疫について

植物防疫法（昭和25年法律第151号）の第1条（法律の目的）に、次のとおり植物防疫の目的が記載されています。

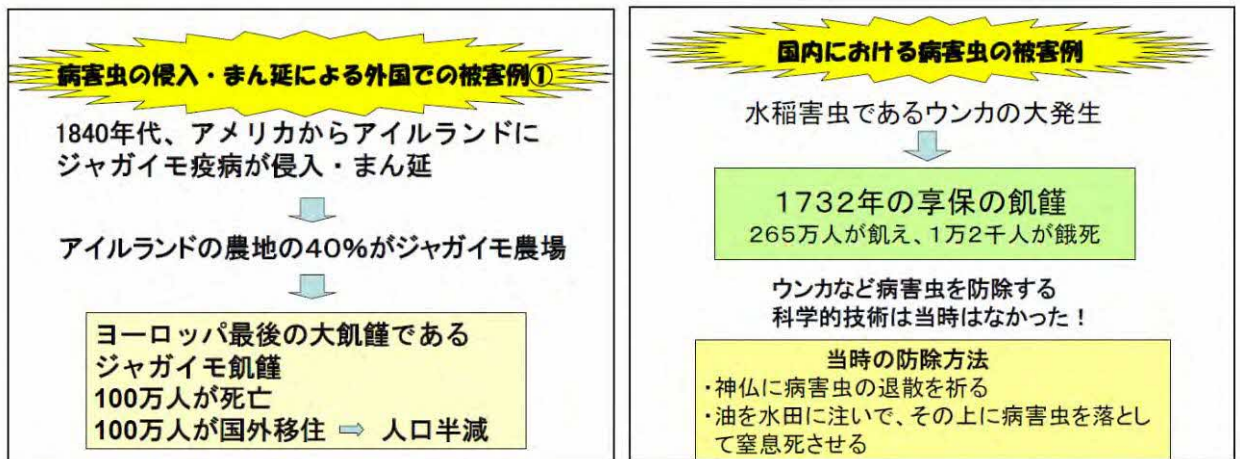
「輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。」

世界の歴史の中には、病虫害のまん延により地域の農業生産が著しく低下し、餓死者が大量に発生するなど発生国の国民生活に重大な影響を及ぼした事例が数多く存在しています。

こうした被害を未然に防止するため、各国ではそれぞれの国や地域において有害な動植物の検疫や駆除等を行っており、こうした措置を「植物防疫」といいます。

※ 「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びウイルスであって、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。

「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であって、有用な植物を害するものをいう。（植物防疫法第2条）



（農林水産省HPより）

（2）植物検疫について

植物検疫は、国際検疫と国内検疫、緊急防除からなる仕組みです。

国際検疫は、さらに輸入検疫と輸出検疫に区分されます。

① 輸入検疫

海外から病虫害が我が国に侵入し、これらが国内でまん延して農作物等に被害を及ぼすことを防ぐために行われる「輸入禁止」「検査」、「検査結果に基づく消毒・廃棄等」の措置をいいます。

輸入禁止品は、我が国に侵入した場合に甚大な被害が見込まれ、検査で発見することが容易ではない病虫害が付着する可能性のある植物や土、病虫害そのものです。

こうした輸入禁止品は輸入だけでなく、旅行者が携行品として持ち込むことも禁止されています。

検査は、海港や空港における貨物、旅行者の携帯品の目視での検査のほか、ウイルスなど肉眼での検査では発見が困難な種苗等（球根、塊茎・塊根、苗木など）については、海空港での検査後、隔離ほ場で一定期間実際に栽培するほか、電子顕微鏡観察やPCR検査など様々な方法でウイルス病の有無を確認するなど、厳重に検査しています。

② 輸出検疫

海外へ輸出する農産物が、輸入国が求める条件を満たしていることを確認する検査を言います。

③ 国内検疫

国内の一部で発生しているものの、他地域では発生していない病害虫について、当該病害虫が付着する恐れのある植物の移動を禁止・制限する措置をいいます。

例えば、沖縄県全域や奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島からサツマイモの生塊根などを本土に持ち込むことが禁止されています。

また、国内検疫には種苗の検査があります。

種苗を介して病害虫がまん延することを防止するために行うもので、植物防疫法に基づく種苗の検査で北海道内で広く行われているものに種馬鈴しょ検査があります。

種馬鈴しょは、植物防疫官による検査に合格して合格証明書を添付したものでなければ種いもとして他人に譲渡することができません。

これは、馬鈴しょが栄養繁殖することから塊茎を種苗として用いるため、ウイルス病などに罹患している場合、薬剤による消毒が困難であり、病害の無い種いもを使うことが唯一の有効な防除方法と考えられているからです。

種馬鈴しょの検査は、使用予定の馬鈴しょ及び作付予定のほ場の検査、3回にわたる生育期間中のほ場での検査、出荷前の生産物検査の計5回の検査全てに合格しなければ合格証明書は発給されません。

生産者や地元の関係機関・団体の皆さんは、合格率向上に向けて研修会の開催や種いも生産ほ場の団地化、徹底したアブラムシ等の防除とウイルス病罹病株の抜き取りなど、馬鈴しょの生産安定化に不断の努力を続けられています。

【種馬鈴しょ検査対象病害虫】

害虫	ジャガイモガ、ジャガイモシストセンチュウ、 ジャガイモシロシストセンチュウ
病原菌	馬鈴しょウイルス（多数）、輪腐病菌、青枯病菌、そうか病菌、 粉状そうか病菌、黒あざ病菌、疫病菌

④ 緊急防除

重要な病害虫（まん延の恐れがあり、農作物に重大な被害が生じる恐れのある病害虫で、輸入禁止措置等の対象となっている病害虫等）が国内に侵入した場合に、当該病害虫を国内から速やかに駆除・根絶することを目的に行う防除措置をいいます。

具体的には当該病害虫が付着する恐れのある植物の移動禁止や廃棄命令、地方自治体などへの協力指示などです。

（3）ほ場における病害虫防除対策

① 病害虫防除対策の必要性と種類

農作物の生育を阻害する病害虫による被害の軽減には、作物ごとに異なる病害虫の発生・まん延を防止することが重要ですが、（2）で述べた植物検疫は国内で未発生の病害虫の新たな侵入を防止するためのもので、通常の農業生産活動においては、既に国内で発生している多くの病害虫の発生・まん延を防止しなければ、安定的な生産は確保できません。

このため、多種多様な病害虫のほ場への侵入・感染を防止するとともに、発生した病害虫の被害を軽減するための様々な防除対策が講じられています。

病害虫の防除は、殺菌剤や殺虫剤などの農薬による化学的防除のほか、罹病箇所や害虫の除去、太陽熱の利用、被覆などの物理的防除、微生物や天敵を利用する生物的防除、抵抗性品種の作付や輪作、雑草の除去などの耕種的防除があり、作物の種類ごとに、ほ場の環境やその年の気象、病害虫発生予察情報などに応じて、適切な方法を組み合わせて実施されています。

② 病害虫の侵入防止対策

病害虫は、空気、水、土、媒介生物、種子、農業機械、人などあらゆる経路を伝ってほ場に侵入します。

このため、まずはこの病害虫のほ場への侵入を防止することが重要で、ウイルスに罹患していない安全な種子を使用することや、ほ場周辺で病原菌や害虫が繁殖・生息することがないように衛生的に管理すること、ほ場に立ち入る際にはその都度農業機械や長靴を洗浄し病原体や害虫をほ場に持ち込まないようにするなど、徹底した侵入防止対策が講じられています。

③ 土壌伝染性病害虫

ほ場への病害虫の侵入防止対策で最も気をつけなければならないのは、土壌伝染性の病害虫です。

土壌病菌は病気になった農作物の残渣などに残った病原菌等が土壌中に残り、次に活動できる環境になるまで生存します。

特に厚膜胞子や菌核などの耐久体を形成する菌や細菌、さらにはウイルスなどでは長期間の生存が確認されており、10年以上土壌中で生存するものもあります。

道内ではコムギなまぐさ黒穂病やコムギ縞萎縮病、バレイショそうか病、バレイショ粉状そうか病、野菜類の萎凋病や青枯病、軟腐病など、全道各地で栽培されている重要な作物で発生が確認されており、厳重な注意が必要です。

害虫では土壌中で活動するセンチウ類のほか、多くの種類の害虫が卵、幼虫、蛹、成虫として越冬、休眠し、春以降活動を再開します。

今日から始める農場チェックリスト No.3

土壌伝染性病害虫の発生は ほ場の土壌および土壌付着物の移動によって拡大します！

近年、十勝管内では「小麦縞萎縮病（写真1）」が広がりつつあります。また、十勝南部地区では未発生ですが「小麦なまぐさ黒穂病（写真2）」や「ジャガイモシストセンチウ（写真3、図1）」の発生地帯が徐々に拡大しており、対策が必要です。



写真1: 小麦縞萎縮病



写真2: 小麦なまぐさ黒穂病



写真3: ジャガイモシストセンチウ



＜平成30年3月31日時点＞

■ 1999～発生地帯
■ 1990～発生地帯

図1 ジャガイモシストセンチウ発生地帯の拡大
（資料：農水省「種用貯しよ検査実施要領」一部改定）

ほ場の土を「持ち出さない」・「持ち込まない」ことが重要です！

※□のチェック欄で確認してみましょう。



写真4



写真5



写真6

□ 農作業後はタイヤ周りの土砂をきれいに洗浄する。

□ ほ場に入る時に使用した長靴はこまめに洗浄する。

□ ばれいしよの運搬・前駆輸作は、控え、次の作付けまで4年以上、間を空ける。



写真7



写真8



写真9

□ ほ場の排水性を改善し、灌水や放水による病原菌や虫の移動を防ぐ。

□ センチュウの発生場所となる野良ものを除去を徹底する。

□ 発生地域からの家畜・サイレージを運搬する際は輸送トラックの足回り洗浄を徹底する。

（写真2・3・6・9は、十勝農業試験場「なまぐさ黒穂病」・「ジャガイモシストセンチウ」対策資料より）
2019年8月発行 十勝農業改良普及センター十勝南部支所

（十勝農業改良普及センター
十勝南部支所営農技術資料より）

特にジャガイモシストセンチウは、シストと呼ばれる卵の塊（0.2～0.6ミリメートル）を形成し、このシストが低温・乾燥に極めて強いため土壌中で10年以上も生存するとされ、一度侵入すると根絶が困難とされており、侵入ほ場では原則種いもの生産が認められていません。

本道は馬鈴しょの全国一の産地でほぼ全道で栽培されていますので、馬鈴しょの安定供給のためにも特に警戒が必要な害虫です。

(4) ほ場での農作業体験や見学に当たっての留意事項

本道の農業の現場では、長年にわたって寒冷で厳しい天候や病害虫による壊滅的な被害を乗り越え、冷害や病害虫に強い品種の育成やこれまで述べてきたような植物防疫対策の徹底など、先人の不断の努力によって農地を守り、農業生産を維持することで、食料の安定供給に貢献するとともに、現在の美しい農村景観を形成してきました。

この美しい景観と北海道の農業を守るためには、地域の農業者以外の住民や旅行者の皆さんにも病害虫をほ場に持ち込まないよう、侵入防止対策に協力していただくことが不可欠です。

観光業など関係者の皆さんには、こうした知識のない旅行者等が誤って農地等に立ち入ることがないように、旅行者等に対して正しい知識の啓発と侵入防止対策への協力が得られるよう必要な措置を講じることが求められています。

[農業者以外の皆さんに守っていただきたい侵入防止対策]

■ 基本原則

- 農地及び舗装されていない耕作用道路は立ち入り禁止。（自動車、自転車の乗り入れも禁止。）

■ 農業者の立会又はあらかじめ許可を得たガイド等が引率する場合

- 立ち入る範囲はあらかじめ許可された範囲内で。
この場合も農地に立ち入る場合は、ガイド等が用意した長靴等に履き替えることを基本に、長靴等の用意が困難な場合は靴を洗浄又はブーツカバーを装着すること。（ブーツカバーは破れやすいので注意が必要。）
- 複数のほ場を移動する場合（自動車等に乗っての移動、日をまたいでの移動を含む。）は、長靴（ブーツカバー）の履き替え、又は丁寧な洗浄・消毒と頭髮・衣服をはらって土ほこりや虫が付着していないことの確認を徹底すること。（教育旅行や農業体験など農業者の指導のもとで、農業者が用意した長靴・つなぎ等を使用して作業等する場合を除く。）
- 農地に隣接する農地以外の土地（道路や農地の法面、林地、原野等）についても、病害虫や雑草の種子等が飛散して農地に侵入する恐れがあるので、立ち入らないこと。
- 冬期間で雪に覆われている場合も、雪の下の農地には秋まき小麦や牧草などが栽培されていることがあるので、立ち入らないこと。（農業者の許可を得て専用の履き物等を履いて立ち入る場合を除く。）

※ 農業者の好意によりその場で勧められた行為であっても、病害虫の侵入防止対策は地域ぐるみで実施する必要があるので、あらかじめ地域で決めたルールを厳守すること。

また、北海道内の農地（水田、畑）では、病害虫の耕種的防除の基本である輪作（毎年同じ作物を作付けすることにより病害虫被害の増加などによる生産性の低下を防止するため、毎年違う作物を作付けすること。通常、3年から5年でローテーション。）を実施しているので、現在作付けられている作物にかかわらず、数年以内には上記土壌伝染性病害虫に特に注意が必要な小麦や馬鈴しょが作付けされる可能性が高いことを意識し、全ての農地に対して上記の対応を徹底するよう心掛けてください。

2 家畜の伝染病の防疫対策（編集：北海道農政部生産振興局畜産振興課）

（1）家畜の伝染病とは

牛や豚等の家畜においても、人と同様に風邪様の呼吸器症状や下痢を示すものなど様々な伝染病があります。また、家畜の伝染病の中でも、一般的な病気に比べて、感染力がより強いものや重篤な症状を示す病気は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）で「家畜伝染病」、「届出伝染病」として定められています。

【表1】主な家畜の伝染病

区分	主な伝染病の名称	対象家畜
家畜伝染病 (28種)	口蹄疫※	牛、めん羊、 山羊、豚等
	豚熱（旧名：豚コレラ）	豚、いのしし
	アフリカ豚熱（旧名：アフリカ豚コレラ）※	豚、いのしし
	高病原性鳥インフルエンザ※	家きん（鶏、 あひる、うずら等）
	ヨーネ病	牛、めん羊、 山羊等
届出伝染病 (71種)	牛伝染性リンパ腫（旧名：牛白血病）	牛、水牛
	牛ウイルス性下痢（BVD）	牛、水牛
	サルモネラ症（一部の血清型）	牛、豚、鶏等
	豚流行性下痢（PED）	豚、いのしし

※ 国内では、常在していない海外悪性伝染病

特に、家畜伝染病は、感染力が非常に強く、治療法やワクチンのような予防方法がない病気が多くあり、ひとたび農場で発生すれば、地域や全道といった広範囲に病気がまん延する可能性があります。そのため、家畜伝染病が発生した際は、法に基づき発生農場の全ての家畜の殺処分や周辺数km～十数kmに及ぶ家畜等の移動制限等の強力な措置が必要となり、道内の畜産や地域経済に甚大な被害を及ぼす恐れがあります。

また、家畜伝染病の中には、現在、国内で発生が確認されていない口蹄疫やアフリカ豚熱等の海外悪性伝染病が含まれており、これらの病気は国際的にも重要な疾病となっています。我が国においても、平成12年、平成22年に口蹄疫、平成30年に豚熱の発生が確認されていますが、平成22年の口蹄疫では292戸の約30万頭の牛や豚が殺処分され、平成30年から発生している豚熱では98農場の約17万頭の豚が殺処分されており、いずれの事例においても、わが国の畜産に甚大な損害を与えました。

(2) 日本を取り巻く情勢

近年、世界各地において交通網等のインフラの整備が進み、さらに、インターネットが普及、発達しており、これに伴い、人の移動や物流が頻繁かつ活発になっています。前述のとおり、我が国に訪れる海外からの旅行者数、特に、中国等の近隣のアジア諸国からの旅行者が年々増加している状況にあります。

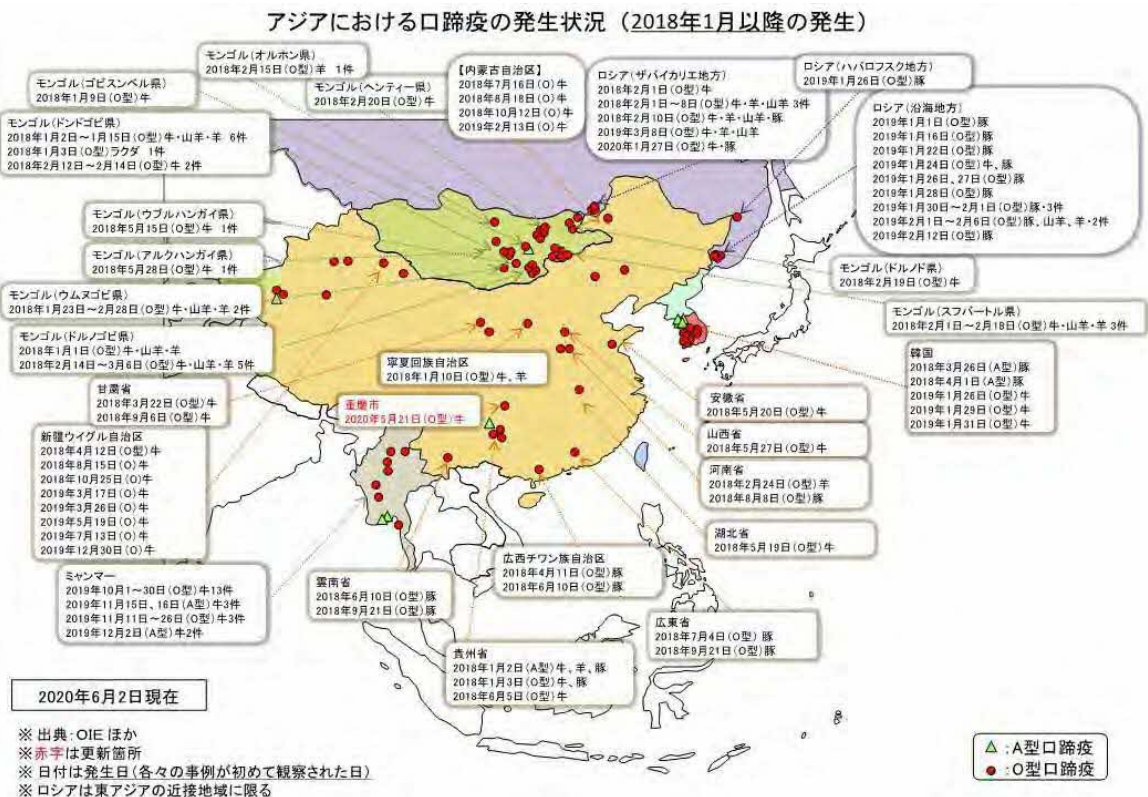
一方、近隣のアジア諸国では、日本では発生が確認されていない口蹄疫やアフリカ豚熱といった海外悪性伝染病の発生が継続しており、現在、旅行者や輸入品と一緒に、これらの悪性伝染病が侵入するリスクが高まっている状況にあります。

国内の空港では、旅行者が輸入の手続きをせずにこれら肉製品を手荷物として違法に持ち込んでいる場合があり、摘発した事例のうち、特に、アジア諸国において製造・加工されたソーセージやサラミといった肉製品には、アフリカ豚熱等の病原体が含まれている場合があることが確認されています。なお、道内の新千歳空港において摘発・回収された肉製品からもアフリカ豚熱の病原体が確認されています。

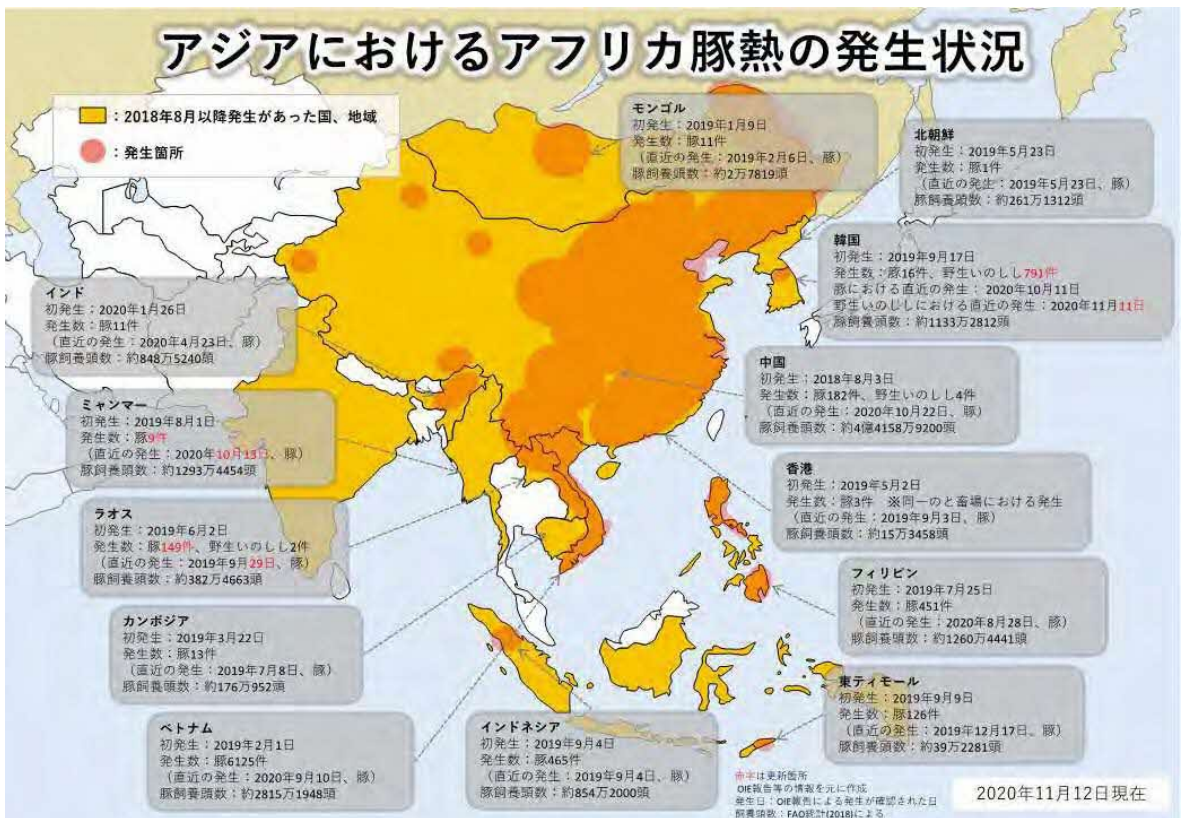
また、このような肉製品は、海外からの旅行者のみならず、国内に在住している外国人技能実習生や留学生宛てに、母国から国際郵便で送られた荷物にも含まれていることもあり、海外悪性伝染病は、農場の目前にまで迫っている状況にあります。

このような情勢を踏まえ、国においても空港や国際郵便局において検疫体制を強化しているところではありますが、万が一、国内に侵入した場合においても、農場内に病原体を侵入させないため、農場や畜舎に立入る際は、衛生管理対策及び侵入防止対策を徹底することが重要になります。

【図1】アジアにおける口蹄疫の発生状況（農林水産省HPより）



【図2】アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況（農林水産省HPより）



【参考】海外からの旅行者が違法に持ち込んだ肉製品等の件数及び重量（農林水産省HPより）

年次	件数	重量 (t)
平成27年	62,742	83,313
平成28年	84,025	106,351
平成29年	94,552	119,113
平成30年	93,897	109,056
令和元年※	110,058	69,176

※ 令和元年には、平成31年を含む

★注目情報★

- 中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピンから持ち込まれた携帯品より、ASFウイルスの遺伝子を検出。 ※88件(2020年4月15日現在)
- 2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件からアフリカ豚コレラのウイルスが分離

自家製餃子 (上海から羽田空港)
ソーセージ (上海から羽田空港)
ソーセージ (延吉から関西空港)

自家製ソーセージ (青島から中部空港)
ソーセージ (上海から中部空港)
ソーセージ (瀋陽から中部空港)
豚肉調整品 (ハノイから成田空港)

➤ アジア各国からも遺伝子検出事例の報告

(3) 農場が取り組んでいる家畜の伝染病に対する衛生管理対策

このような情勢を踏まえ、家畜の所有者は、日頃から農場内に伝染病、特に海外悪性伝染病が侵入しないよう、衛生管理を徹底し、消毒等の侵入防止対策を徹底しています。（具体的な対策については、31ページ以降を参照）

これらの対策については、法において農場に伝染病を侵入させないために遵守すべき衛生対策として「飼養衛生管理基準」が定められおり、家畜の所有者は、自身に伝染病の発生予防及びまん延防止について第一義的な責務があることを理解した上で、当該基準を遵守することとされています。

なお、この飼養衛生管理基準で実施する衛生対策は、家畜の所有者だけではなく、家畜を飼養している区域（衛生管理区域）に入る全ての人や物、車両等についても遵守、徹底することとされていますので、観光を目的とした牧場や動物園、更には、農場体験等で不特定多数の人が農場（衛生管理区域）に入る場合にも、家畜の所有者と同様に飼養衛生管理基準の遵守を徹底する必要があります。

また、万が一、伝染病が発生した場合、その影響は個々の農場のみならず、地域単位から複数市町村にまで及ぶことから、地域の理解を得ながら伝染病を侵入させないための受け入れ態勢やルールを整備していますので、体験する方々にも十分に説明して理解をいただいた上で、伝染病の侵入防止対策を徹底することが重要になります。

(4) 農場における作業体験等のために不特定多数の人を受け入れる場合の対策

農場体験等のため、様々な地域から不特定多数の人が訪問する場合、農場に入る前に複数の観光場所を巡回して回る可能性があります。病源体は目に見えませんが、何に付着しているか判断することはできません。来場者には、病源体は付着していないだろうと都合の良い判断をするのではなく、付着している可能性があることを踏まえて対策を徹底することが重要です。

具体的には、農場に出入りする際の消毒徹底と、病源体が付着している可能性がある物等を持ち込まない対策を講じることになりますので、来場者には、農場の家畜や地域の畜産を守るため、これらの衛生対策を遵守していただく必要があります。なお、ルールを守らない方については、農場内に入ることをお断りすることになります。

また、海外からの旅行者については、原則として過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した人は衛生管理区域に立ち入ることはできません。

なお、海外からの旅行者は言語が異なるため、理解が得られにくい場合がありますので、事前に日本の訪問農家が行き組む衛生対策の内容を、あらかじめ旅行者の母国語等で作成し、予約成立時に送付しておく等の工夫が必要です。

上記（3）で、衛生管理対策は第一主義的に家畜所有者（農場主）の責務と説明しましたが、より多くの子ども達に正しい知識や興味・関心を持ってもらいたいとの教育的な配慮等から、ごく稀に農場主が飼養衛生管理基準の一部を緩和した受け入れを認めるケースがあると聞いています。

しかし、先に述べたとおり家畜伝染病の発生は発生農場ばかりでなく地域全体の畜産や社会経済に重要な影響を及ぼす恐れがあることから、旅行者を農場等に案内する場合は、案内者自らがシューズカバーや消毒剤を用意し、飼養衛生管理基準に定められた衛生管理措置を適切に講じた上で案内することが必要です。

（5）様々な飼養形態に対する配慮

これまで述べてきたとおり、飼養衛生管理基準は法に基づき全ての家畜の所有者が遵守すべき基準であることから、農場等に旅行者を案内する事業者も最低限講じるべき防疫措置と言えます。

一方、道内では農場主が個々の経営理念や価値観に基づき、放牧酪農やGAP畜産、オーガニック（有機畜産）、アニマルウェルフェア（家畜福祉）などに取り組むケースが増加していることから、こうした様々な飼養方法への理解を深めるとともに、案内する農場の飼養方法に応じた適切な案内方法と立ち入りエリアをあらかじめ農場主と相談・調整した上で、案内プログラムを作成することが重要です。

(参考) 農場で取り組んでいる衛生対策

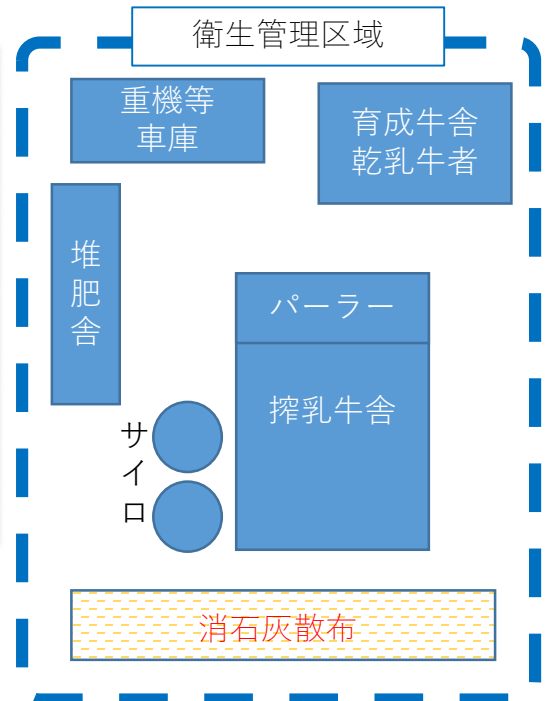
【具体的な衛生対策1】 衛生管理区域の設定と立入制限

家畜を飼養することに関連する敷地を衛生管理区域として設定し、当該区域に係者以外の人が入らないよう、区域が明確にわかるよう柵等で分けし、更に立入制限の看板を設置するなどにより、不要な者が立入ることを制限しています。

また、野生動物は、病原体を持っている可能性があるため、区域内に入らないよう、柵やネット等を設置しています。



【参考】 農場の出入口に消石灰の散布、カラーコーンと看板設置による立入制限
(農林水産省HPより)



【参考】 農場見取り図

【具体的な衛生対策2】 農場へ出入りする際の車両の消毒の徹底

農場へ出入りする人を乗せた車両については、車両やタイヤに付着した病原体が農場に持ち込まれないよう、農場の出入口において、消石灰の散布や動力噴霧器による消毒薬の散布等の方法で車両の消毒を徹底しています。



【参考】 車両消毒ゲートを用いた消毒
(農林水産省HPより)



【参考】 噴霧装置を用いた消毒

【具体的な衛生対策3】農場に出入りする際の人の管理

農場に出入りする人が履いてきた靴や衣類には病原体が付着している可能性がありますので、衛生管理区域に出入りする際には、農場専用の長靴に履き替える又はシューズカバーを装着しています。また、農場専用の衣服に着替える又は使い捨ての防疫衣等を着ることを徹底し、長靴の使用前後の消毒を徹底しています。

なお、人の手指には様々な病原体が付着している可能性があるため、家畜の伝染病に限らず一般的な感染症の予防も含めて、手指の洗浄・消毒を徹底し、家畜に直接触れる場合には、使い捨て手袋を装着しています。



【参考】長靴の履き替えと消毒
(農林水産省HPより)



【参考】畜舎前の消毒槽
(農林水産省HPより)



【参考】手指の洗浄場所、手指消毒（アルコール）、使い捨て手袋の装着
(農林水産省HPより)



【参考】シューズカバーの装着
(農林水産省HPより)

【具体的な衛生対策4】 海外からの旅行者や帰国者等への対応

同日に他の畜産関係施設等に立ち入った人、過去1週間以内に海外から入国又は帰国した人には、海外悪性伝染病の病原体が付着している可能性があるため、入場を制限するとともに、海外で使用した衣服や靴については、4カ月間は衛生管理区域に持ち込まないようにしています。（家きんと馬は2カ月間）

【具体的な衛生対策5】 家畜の健康状態の確認と異状が確認された場合の対応

飼養している家畜は、毎日健康観察をするとともに、発熱や下痢などの体調不良を確認した場合は、かかりつけの獣医師に診療を依頼するとともに、同日に、作業体験等で観光客を受け入れる予定がある場合、中止しています。

また、口蹄疫を疑う泡沫状の流涎等の特定症状が確認された場合については、速やかに家畜保健衛生所に連絡の上、病性鑑定を受検するとともに、農場への立入制限や農場からの家畜や人の移動について制限しています。

※ 飼養衛生管理や農場への入退場のルール等でご不明な点がある場合、家畜に異状等が確認された場合には、最寄りの家畜保健衛生所にご連絡をお願いします。

名称	住所	電話番号
石狩家畜保健衛生所	札幌市豊平区羊ヶ丘 3番地	011-851-4779
渡島家畜保健衛生所	函館市西桔梗町555 番地13	0138-49-5444
檜山家畜保健衛生所	檜山郡江差町田沢町 281番地1	0139-52-0707
後志家畜保健衛生所	虻田郡倶知安町字旭 15番地	0136-22-2010
空知家畜保健衛生所	岩見沢市岡山町12番 37号	0126-22-4212
上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖4線15 号	0166-57-2232
留萌家畜保健衛生所	天塩郡幌延町元町6 番の5	01632-5-1226
宗谷家畜保健衛生所	枝幸郡浜頓別町緑ヶ 丘8丁目3番地	01634-2-2106
網走家畜保健衛生所	北見市大正323番地 5号	0157-36-0725
胆振家畜保健衛生所	登別市富浦町4丁目 3番地	0143-85-3231
日高家畜保健衛生所	新ひだか町静内旭町 2丁目88番地の5	0146-42-1333
十勝家畜保健衛生所	帯広市川西町基線59 番地6	0155-59-2021
釧路家畜保健衛生所	釧路市大楽毛127番 地の1	0154-57-8775
根室家畜保健衛生所	野付郡別海町別海緑 町69番地	0153-75-2439